

論 文

## 福井藩の御奉行に関する基礎的研究

長野 栄俊\*

はじめに

1. 御奉行の概要
2. 就任者一覧
3. 職制の分析

おわりに

### はじめに

江戸幕府の職制史研究では、1970年代に美和信夫が数量的分析の手法を導入したことで、老中・大老・若年寄・側用人・奏者番に関する基礎的情報が蓄積されるようになり<sup>1)</sup>、その後も同様の手法による研究が進められた<sup>2)</sup>。また、80年代には一次史料を用いた政治史研究が進展し、政治状況のなかに官僚制を位置付けて分析する手法が主流となっていく<sup>3)</sup>。

また、福井藩の藩制については、舟澤茂樹によって一連の先駆的な研究が行われ<sup>4)</sup>、その成果の概要が『福井市史 通史編2 近世』にまとめられた<sup>5)</sup>。しかし、個別の役職を取り上げた研究は金津奉行と忍之者預りを扱ったものに限られ<sup>6)</sup>、数量的分析にいたってはほとんど行われてこなかった。

そこで本稿では、福井藩の「御奉行」を取り上げ、これにいくつかの視点から数量的な分析を加えたい。御奉行は幕府・他藩における勘定奉行に相当するもので、藩の財政はもちろんのこと、藩政全般にも携わる要職とされている。

まずは基礎作業として、職制や人事に関する藩政資料を用いて、福井藩の御奉行就任者一覧を作成する。これをふまえて、幕府の職制史研究における数量的分析の手法を援用にして、御奉行の設置期間や定員、禄高、在任期間、昇進ルートなどについて検討を加えていく。

なお、本稿では特に断らない限りは松平文庫（当館寄託）の資料を用い、当館の資料番号を付記した。また、引用箇所以外では「御目付」や「御側向頭取」などの役職名に冠せられた「御」の字は省略したが<sup>7)</sup>、「御奉行」については近年の自治体史等における通例<sup>8)</sup>に従ってそのまま御奉行と表記した。

### 1. 御奉行の概要

最初に、福井藩の御奉行が、これまでどのように捉えられてきたかを確認する。

同藩の藩制を知る際にしばしば用いられるのは『福井藩史事典』<sup>9)</sup>であるが、ここではその底本と

---

\*福井県文書館主任

なった「福井藩役々勤務雑誌 天」(A0143-02352) から御奉行の項目を翻刻する。

御奉行

一此御奉行ハ同僚四人アリ、藩ノ勘定ヲ掌ル、御領内ノ収入ヲ以テ、藩費、諸士ノ家禄・扶持・切米等ノ支出ヲ詳ニシテ能ク量制ヲ計、国ノ財政総轄ヲ為ス重職ナリ、鳩ノ門内ニ勘定所ト唱ヘル、奉行初メ諸員出勤事務ヲ採ル、亦君公御参府中ハ御家老初メ此所へ出勤、国政ヲ採ラル最大建物ナリ

一御奉行ノ下タ役ニ、御勘定吟味役・御勝手役・御庶務方・御積り方・仕出シ場、其他種々小役人アリ、奉行ノ命令従ヒ任務ヲ尽シ奉行へ申告、決シ難キハ評定席へ持出シ裁決ヲ採ル

一奉行ハ年ノ豊凶ニ寄り実地見分、坪刈或ハ目撃シテ其村ノ免ヲ定ムルコトアリ、免トハ作ノ状況ニテ、四公六民或ハ五公五民、最モ凶作ノ場合ニハ三公七民ト為ス、水害等ニテ立毛ナキ場所ハ無毛トシテ租税免除スルコトモアリ、此場合ニハ奉行并代官役其外出席協義上、其年ノ納税ヲ定ム、此ヲ免切ト云テ、奉行并代官役双方異見ヲ吐露シ、随分矢釜敷コトナリ

一奉行下ニ勘定場ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一吟味役 四人
- 一御勝手役 六人
- (朱筆)「小算」  
一御積り役
- (朱筆)「同」  
一仕出シ役
- 一小算 若干人
- 一奉行下代 八人
- 一勘定場預り
- 一御趣意方掛り

一吟味役ハ大番士切米取ヨリ拜命、勘定所都テノ事務吟味ヲ為ス、同勤二名ナリ

一御勝手役ハ新番或ハ格ノ面々勤務ニテ、収支・予算相立、量制ヲ計リ、奉行へ持出シ、研窮ヲ為ス、又納税ニ付テハ奉行ニ随行、巡回シ調査ヲ為ス

一御積り役ハ御目見以下ニテ格式等アル者ニテ、諸事見積等ニ関ス、奉行巡回等ニハ御勝手役同様随行ス

一仕出シ役ハ御勘定所諸事仕出シコトニ関スル

一勘定役ハ都テ御勘定所出入勘定ヲ改メル

一綿麻掛ハ勘定所ノ内ニテ下代ノ者役也、此綿麻ハ知行百石以上ノ士族へ家禄ノ高ニ於テ目方刻ヲ以テ物成同様ニ被下

但此被下ハ秀康公御入国ノ節献上ス、下民ヨリ為タルヲ諸士ニ賜リタル例ニヨリ賜ト云

一勘定所預りハ新番ニテ此役所預ル、同所内ニ役宅アリ、諸員退出後、守護スル也

一御趣意方掛、此役ハ御趣意アリテ、諸士初メ困難者願ノ上貸付ヲ為ス

一御奉行組ハ充行八石ニテ二十人ツ、三組ノ処、御預地有之ヨリ、此方ハ十五人御附ニ相成、後十五人三組トナリ、勤向ハ御普請・造営・御蔵米出入ヲ初メ、諸帳場立合ヲ為ス

一奉行ハ長袴席役人ニ付、洪箱ヲ持セル

一奉行ノ管理ノ元ニ立者左ノ通り

御勘定吟味役四人、勘定奉行二人、金奉行五人<sup>下代二人</sup>、山奉行二人<sup>後郡奉行ニ属ス  
下代二人</sup>、与内検地奉行二人、代官十四人<sup>下代  
廿四人</sup>、与内立合二人、表納戸役三人<sup>下代八人</sup>、道奉行一人、舟橋役一人、掃除奉行一人、用水奉行二人<sup>手附二人</sup>、勝手役六人、小算<sup>若干名  
所務方頭取一人</sup>、奉行附下代八人、小普請方壱人、台所頭五人、<sup>切米  
扶持</sup>方二人、蔵奉行二人、荒子頭二人、台所目付一人、<sup>材木奉行  
薪炭奉行</sup>兼二人、雑用役四人、<sup>金庫預り  
古物記録方</sup>兼一人、川除奉行二人<sup>手附四人  
後郡ニ属ス</sup>、往還道奉行二人<sup>後郡ニ属ス</sup>、借米方一人、綿麻奉行一人、口銭方一人、別邸泉水番一人、分銅方二人<sup>下代二人</sup>、江戸別邸屋敷番一人<sup>下代一人</sup>、瓦方二人<sup>下代二人</sup>、石場畑方支配二人、初蔵預下代一人、貯方下代一人

以上の記述は、旧福井藩士の鈴木準道（1841～1921）が大正4年（1915）数え年75のときに執筆したものである。鈴木は、明治28年（1895）頃から越前松平家の家扶として、現在の松平文庫に相当する多くの資料に目を通し、編著書や写本を多数作成している（いずれも未刊）。そのため、本資料は「信憑性が高い」ものとしてこれまで多用されてきた<sup>10)</sup>。

ただし、注意すべきは、鈴木が家督相続したのは安政2年（1855）15歳のときで、近習番や小姓頭取を経て、藩の要職である郡奉行に就任するのは慶応4年（1868）28歳のときである。つまり、藩務を直接経験できたのは幕末維新期のわずかな期間であり、なおかつ御奉行の就任経験もなかった。したがって、鈴木が実体験として知り得た御奉行像には限界があったはずであり、上記の記載を以て近世を通じての御奉行像としてみることに注意が必要となる。

それでも、鈴木が「古事ヲ尋ヌル人ノ心当リニモナラント思ヒ筆ヲ執リ記ス」と自序で述べたように、基礎的な研究を進めるうえでの「心当り」にはなる。以下、鈴木説を簡略にまとめておく。

御奉行（定員4名）は領内の収入をふまえ、藩費や藩士の給禄などの支出を詳らかにし、藩財政を総括する重職である。勘定所を役所とし、ここに勘定吟味役や勝手役、代官以下多くの属僚が勤めた。御奉行の重要な職務のひとつに、代官らと協議しておこなう免切（税率の決定）があり、これに先立って御奉行は勝手役と積り役を随行して実地検分をおこなっていた。なお、御奉行の家格は長袴席であった。

以上の鈴木説では、御奉行が藩の財政責任者である点に力点が置かれ、その重要な職務の1つに免切があった点が特記された。本資料を用いて執筆された1941年刊『稿本 福井市史』でも同様の記載がみられ、2008年刊『福井市史 通史編2』では舟澤が明らかにした福井藩の職制のなかに御奉行が位置づけられて説明されるようになった<sup>11)</sup>。しかし、御奉行に限ったことではないが、福井藩の役職については、どの層からの就任者が多く、どの程度の期間在任したのか、また昇進ルートや離任後に就任する役など、基礎的情報が明らかにされていないのが現状である。

## 2. 就任者一覧

御奉行に関する基礎的情報を確認する作業として、以下の6資料を用い、延宝8年～慶応4年（1680～1868）の御奉行就任者を一覧にしたものが表0である。

(1) 典拠資料の解題

以下、表0作成にあたって典拠とした資料の解題を示す。いずれも編纂物ではあるが、藩内の各役所で現用されていたと思われるものばかりである。

a) 「諸役年表 二」(A0143-01118) 外題は「諸役年表」、内題は「勤役諸臣年表」とあり、全15冊。貞享2年～慶応2年(1685～1866)における89の役職の「異動を網羅した史料」とされ<sup>12)</sup>、慶応2年まで書き継がれたものとみられる。第1冊目巻頭の凡例には「役儀を命せらるゝ年、其姓名を記し、役中の加禄・加席、其余恩賞等ハ姓氏を挙て記之、余ハ下の例を以て是を分つ」とあり、離任理由を表す記号について「テ 転役、メ 役儀御免、ト 御咎ニテ退役、| 隠居、ㄐ 病死、イ 御暇」と示されている。本資料は年単位での役職ごとの異動記録ではあるが、就・離任の月日までは記されず、離任理由の記号にも欠落・誤記がみられるため、利用にあたっては注意が必要である。御奉行は、第2冊目「御用人・御側役・触頭・金津奉行・寺社町奉行・御奉行」に収録されている。

b) 「御役人列集」(A0143-00997) 目付配下である記録方によって編纂された「諸役人并町在御扶持人姓名」全13冊(第7冊は欠)の1冊で、18の役職について、歴代の就任年月日・前任者名・人名が記されている。採録期間の上限は役職によって異なり、寺社町奉行のように慶長期(1596～1615)から収録するものもあれば、享保期(1716～36)や寛保期(1741～44)に始まるものもある。下限は、役職の改廃等の事情にもよるが、おおむね慶応4年(1868)までであり、この年の成立とみられている<sup>13)</sup>。御奉行の採録期間は享保17年～慶応4年(1732～1868)で、再任(帰役)や他の役職と兼務する「兼帯」、本役就任以前の「見習」なども含めると、のべ101名分が収められる。

c) 『福井藩士履歴』上・中級の藩士(士分)約900家の各代当主の履歴を収めた「剥札」上・下(A0143-00469～00470)と「士族」全7冊(第3冊欠。A0143-00485～00490)を翻刻・再編集したもので、福井県文書館資料叢書として刊行された<sup>14)</sup>。「士族」は明治4～6年(1871～1873)段階での現役当主の履歴を採録した当時の現用文書で、「剥札」はその時点で引退していた各家の歴代当主の履歴を収めたものである。ただし、「士族」は苗字が「か・よ・た・れ・そ」で始まる家を収めた第3冊を欠き、後述する資料d「士族略履歴」や資料f「旧藩制役成」で補記されている<sup>15)</sup>。

家によって採録期間の上限は異なるが、おおむね元禄期(1688～1704)以降の当主の記録は揃っており、時代が下るにしたがって記載内容は詳細なものとなる。下限は上述のとおり廃藩置県後の明治4～6年に及ぶ。御奉行の就・離任については、延宝元年(1673)に家督相続した鈴木源兵衛(のち忠右衛門)の箇所に「元禄五申十二月廿二日五拾石御加増、奉行役被仰付」とあるのが最も古い記載である。再任・兼帯・見習なども含めると、のべ119名の履歴に御奉行就任の記載がみられる。

d) 「士族略履歴」(A0143-00471～00482) 資料b同様、記録方で作成されたもので全13冊からなる(第6冊欠)。士分の歴代当主の履歴を家ごとにまとめ、それを苗字のいろは別、さらに禄高順に配列している。天保11年(1840)にいったん完成した後、明治2年頃まで書き継がれた<sup>16)</sup>。資料cとほぼ同じ期間を採録対象とするが、同一人物であっても片方の資料にしか載らない記載も多く、両者を比較検討する必要がある。ただし、苗字が「よ・た・れ・そ」で始まる家を収めた第6冊目を欠く。全12冊中で御奉行就任者の記録がみられるのは、のべ106名である。

e) 「都而御役替并勤方等之部」(A0143-01019) 巻頭に「御役替并役儀勤方被仰付候部」とあり、「監

察府」の朱印があることから、目付用所（目付の役所）で作成管理されたものとみられる。元禄10年5月28日から宝暦14年6月5日（1697～1764）まで、67年間における「御用書」（任命書）を転記したもので、年月日順にまとめられている。転記は以下のようなになされ、御奉行については、のべ29名分の記録がみられる

○一享保四亥年十月十五日於御本丸

{	御奉行役	郡奉行
	鈴木忠左衛門跡被仰付	雨森儀右衛門
	五拾石御加増御役料百石被下候	

f) 「旧藩制役成」(A0143-01029) 明治2年2月頃まで現用されていた人事記録簿で、この時点で現役当主だった士分965名分の記録を収める。履歴の始期は人によって異なるが、おおむね文政期（1818～1830）以降に家督相続した者が大半を占めている。禄高・履歴・名を記した短冊が6等に分類されて貼り込まれ<sup>17)</sup>、資料cやdと比べると情報は簡略である。御奉行就任記事は、のべ15名の記録にみられる。

## (2) 凡例

ここでは表0の各項目についての凡例を示す。

- ・ No. … 「再任」や「見習→本役」「本役同様→本役」のように同一人物を重複掲出する場合、数字の後ろにアルファベットを付した。また「本役」以外への就任は、「兼帯」「本役同様」「見習」「助」「大坂居役」の別を付記し、「再任」についても記した。ただし、「次席」「順席」は採録対象から除外している<sup>18)</sup>。以下、本稿では人物の表記にあたってこのNo.を用いる。
- ・ 姓名 … 就任時の通称を採った。ただし、在任中の改名は「→」で記した。
- ・ 諱 … 代違いの同名異人、苗字や通称の改名などにより人物の同定が難しい場合があるため、「姓名録」<sup>19)</sup> および「諸士先祖之記」<sup>20)</sup> に拠って諱（実名）を補記した。
- ・ 禄高 … 在任中の給禄を、本知行（切米・扶持米を含む）に加え、役高（「役」と表記）と足高（「足」）を併記し、在任中の増減は「→」で記した。なお、No.1～4は「松平綱昌給帳」から<sup>21)</sup>、またNo.21は「松平宗矩給帳」<sup>22)</sup> から採録して（ ）で括った。
- ・ 就任日 … 資料b～fに載る就任日付を記した。資料によって異なる日付がみられる場合もあったが、特に注記はせず、正確と思われる方を採った。
- ・ 離任日 … 就任日と比べると、離任日の特定は困難である。資料c・dにおいて、在職中に「病死」や「隠居」と記載される場合はそれをそのまま離任日として採った。また、御奉行就任記事の後に他役への就任記事がないまま「御役被召上」や「役儀取上」「拝知御取上休息」などの処分が下される場合、および「役儀御免」のうえ無役となる場合もその下命日を離任日とした。他役への転任についても、その下命日が離任日となるが、問題は完全に転任したうえで後任役に就任するのか、あるいは御奉行在任のまま新役を兼任するのかの判断が難しい点である。そのため、離任日の日付については今後再検討の余地がある点を記しておく<sup>23)</sup>。
- ・ 在任期間 … 就任年を0年目として起算し、離任までの年数を記した。そのため、No.23のように7

か月間の在任期間（6月就任・翌年1月離任）であっても年を跨ぐことから「1年」と数える場合がある一方、No.87のように20か月間の在任期間（4月就任・翌年12月離任）であっても2か年内であることから「1年」と数えた場合もある。

- ・ **離任理由**…資料 a は離任理由を記号で示しているが、前述のとおり欠落や誤記がみられることから参照するにとどめ、資料 c～f によって以下の7つに分類した。

「昇進」…兼帯・見習・本役同様・大坂居役から御奉行本役に昇進した場合

「転役」…無役の期間を経ずに他役に就任した場合

「御免」…「御趣意ニ付役儀御免」や「病身内願ニ付御役御免」などにより無役となる場合

「退役」…「御咎」により「御役御取上」や「拝知并役儀御取揚」などの処分を受けた場合

「隠居」「病死」…隠居／病死した場合

「兼免」…別の本役在任中に御奉行を兼帯していて、それが御免となった場合

- ・ **前任の役職／後任の役職**…資料 c～f によって、御奉行就任前後の役名を記した。ただし、無役の場合は家格（席）を [ ] で括って示し、病死や隠居、「遠慮」「逼塞」などの処分については ( ) で括った。なお、役名は「広敷用人」と「広式用人」、「小姓」と「小性」など異なる表記であっても片方に統一し、「側向締役→側向頭取」のように改称が明らかな場合はそのままとした。

- ・ **前任者 No.**…資料 b～f では、例えば No.54 の就任について「寛政八辰八月三日御奉行役山口作右衛門跡」（資料 c）のように、「跡」の字を伴って前任者を示す記載が確認できる。これは御用書（任命状）の記載をそのまま転記したものと思われるが、一方で No.10 「正徳二辰五月七日百石御加増、奉行職被仰付役料被下」（資料 c）のように前任者を示さない例もある。ただし、同じ No.10 について、資料 f では「御奉行田中条左衛門跡役被仰付、御加増百石并御役料被下置候、且又座席鈴木忠左衛門跡、家屋敷条左衛門と入替被仰付候旨 飯沼官兵衛」の記載があるように、1つの資料で前任者の記載がないからといって、直接の前任者がいなかったと判断することはできない。ここではいずれかの資料で「○○跡」と記載されたもののみを前任者とみなし、その No. で示した。その際、錯誤の多い資料 b は参照するにとどめた。

- ・ **家督経過**…家督相続の年を 0 年目として起算し、御奉行初任までの年数を記した。また「大坂居役」「兼帯」「本役同様」「見習」「助」の場合も同じく家督相続からの年数を記載し、これらがその後「本役」に昇進した場合には同様に家督相続からの年数を別途計上して記した。ただし、本役または兼帯後の「再任（帰役）」、二度目の「兼帯」は記載していない。なお、家督前に小姓として出仕している場合などは、その調整年数を加算して 2 段目に ( ) に括って示した。

- ・ **資料典拠**…御奉行就任に関する記載が確認できた資料を a～f で示した。また、この6資料以外の典拠として、「世事覚之帳」・『続片鞆記 下』・「知行減切」を参照した<sup>24)</sup>。

表0 御奉行一覧（延宝8年～慶応4年）

No.	姓名	諱	禄高	就任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職	前任 者No.	家督 経過	資料典拠
				離任日			後任の役職			
1	大谷儀左衛門	好行	(300石) 役不明	延宝8.-.- 元禄5.-.-	12	不明	(不明) (不明)	-	12	a
2	根来半兵衛	久成	(200石) 役不明	延宝8.-.- 元禄4.-.-	11	不明	(不明) (不明)	-	4	a
3	鱒江刑部右衛門	董幸 重幸	(300石) 役不明	貞享2.-.- 元禄13.-.-	15	病死	(不明) (病死)	-	29	a
4	海福猪兵衛	本好	(300石) 役不明	元禄4.-.- 宝永2.7.13	14	退役	(不明) (不明)	-	26	a/*1
5	鈴木源兵衛 →忠右衛門	重房	150石役不明 →250石役不明	元禄5.12.22 享保4.10.7	27	転役	(不明) 元締役	-	19	a/c
6	山中久兵衛	重由	150石役不明	元禄13.-.- 宝永2.-.-	5	病死	(不明) (病死)	-	44	a
7	岡三郎右衛門	富久	150石役100石	宝永2.閏4.29 正徳1.11.7	6	御免	郡奉行 (不明)	6	47	a/c/e
8	田中条左衛門	不明	150石役100石	宝永2.7.13 正徳2.5.6	7	退役	郡奉行 [大番組]	4	-	a/e/ *2
9	鈴木彦太夫	重英 長英	150石役不明 →250石役100石	正徳1.11.7 享保5.7.13	9	転役	水主頭 預所用	-	9 (22)	a/c
10	飯沼官兵衛	良陳	200石役不明	正徳2.5.7 正徳4.11.5	2	御免	(不明) (不明)	8	36	a/c/e
11	下山彦三 →清左衛門	成盈 尚盈	300石	正徳4.11.5 正徳6.1.18	2	御免	側物頭 (病身) [近習]	10	34	a/c/e
12	鱒江刑部右衛門 →善右衛門	茂喬	150石役100石 →200石役100石	正徳6.1.18 享保13.1.16	12	転役	郡奉行 初姫様用筋	11	16 (38)	a/c/e
13	雨森儀右衛門	周英	150石役100石 →200石役100石	享保4.10.15 享保17.7.16	13	退役	郡奉行 (50石減逼塞) [大番組]	5	26	a/c/d/e
14	千本藤左衛門	憲成	200石役100石	享保5.7.21 享保15.8.11	10	転役	使番 預所奉行	9	11	a/c/e
15	雨森新七	政房	200石役100石	享保7.11.9 享保15.12.28	8	隠居	御奉行仮役 (隠居)	-	35	a/c/e
16	江口次郎兵衛	幸宏	300石	享保13.1.16 享保17.7.16	4	退役	預所郡奉行 (50石減逼塞) [大番組]	12	44	a/c/d/e
17	土屋十郎右衛門	景陸 貴充	200石役100石 →250石役100石	享保15.9.5 元文1.11.7	6	転役	目付 町奉行	14	35	a/c/e
18	酒井六郎右衛門	元徒 元監	200石役100石	享保15.12.28 享保17.7.16	2	退役	持弓頭・屋敷奉行兼帯 (50石減逼塞) [大番組]	15	20	a/c/d/e
14b	再任 千本藤左衛門	憲成	300石	享保17.7.21 享保2.5.25	10	隠居	預所務方用請込 (隠居)	16	-	a/b/c/d/ e
19	小川治兵衛	敦軌	325石	享保17.7.21 延享1.11.7	12	病死	預所郡奉行 (病死)	18	11	a/b/c/d/ e
20	彦坂又兵衛	重行	150石役100石 →200石役100石	享保17.12.5 寛保2.6.16	10	退役	目付 (休息遠慮)	13	31	a/b/c/d/ e
21	熊野覚右衛門	氏春	(150石) 役100石	元文1.11.7 寛保2.6.21	6	退役	先物頭 (休息遠慮)	17	25 (30)	a/e/ *3
22	加藤武右衛門	重候	150石役100石	寛保2.6.1 寛延1.7.25	6	御免	目付 [先物頭次席]	14b	33	a/b/c/d/ e
23	岩上梶太夫	朝陳	150石役100石	寛保2.6.18 寛保3.1.19	1	転役	目付 寺社町奉行	20	25	a/b/c/d/ e
24	小栗次右衛門	正平 安正	150石役100石	寛保2.6.29 寛延2.6.5	7	御免	郡奉行 [先物頭次席]	21	43	a/b/c/d/ e
25	中根十郎左衛門	馮寅	150石役100石 →200石役100石	寛保3.1.19 宝暦11.3.4	18	御免	目付 (遠慮) [先物頭次席]	23	15 (22)	a/b/c/d/ e
26	西尾源太左衛門 →十左衛門	長尚 教重 長春	250石役100石	延享1.11.9 宝暦11.3.4	17	御免	新番頭 (遠慮) [先物頭次席]	19	19 (29)	a/b/c/d/ e
27	東郷仁右衛門	安道	350石	寛延1.7.28 寛延4.8.23	3	病死	新番頭 (病死)	22	25	a/b/c/d/ e
28	浅井源左衛門	政之	250石役100石	寛延2.6.5 宝暦7.10.16	8	御免	旗奉行 [末之番外]	24	25	a/b/c/d/ e
29	中川惣右衛門 →平太左衛門	善房	250石役100石	寛延4.10.25 宝暦11.3.4	10	御免	持弓頭 (遠慮) [先物頭次席]	27	21	a/b/c/d/ e
30	松原仲右衛門	勝周	150石役100石	宝暦3.12.16 宝暦7.3.11	4	御免	札所吟味役 (病身) [先物頭次席]	-	20 (36)	a/b/c/d/ e
31	萩原金兵衛	季林	200石役100石	宝暦7.3.16 宝暦11.3.4	4	御免	側物頭 (遠慮) [先物頭次席]	30	3 (27)	a/b/c/d/ e
32	加藤長右衛門	成信 正敏	150石役100石 →200石役100石	宝暦8.2.11 明和5.7.1	10	退役	目付 (50石減遠慮) [大番組]	28	32	a/b/c/d/ e

No.	姓名	諱	禄高	就任日	在任期間	離任理由	前任の役職	前任者No.	家督経過	資料典拠
				離任日			後任の役職			
33	熊谷小兵衛	正武 正方 元敷	250石役100石	宝暦11.3.4	4	転役	目付	26	23	a/b/c/d/ e
				明和2.2.20			預所元締役			
34	立岩武左衛門	正庸	150石役100石	宝暦11.3.4	6	隠居	先作事奉行 (隠居)	29	49	a/b/c/e
				明和4.2.26						
35	雨森作助	以信	200石役100石	宝暦11.6.5	7	退役	目付	31	31	a/b/c/d/ e
				明和5.7.1			(遠慮) [末之番外]			
36	河崎三郎助	勝承	100石役150石	明和4.2.26	3	御免	膳番	34	40	a/b/c/d
				明和7.8.5			[先物頭次席]			
37	溝口小一右衛門 →郷右衛門	興之	100石役150石 →150石役100石	明和5.7.2	11	御免	札所奉行	35	34	a/b/c/d
				安永8.5.13			(遠慮) [末之番外]			
38	一柳新九郎	英勝	100石役150石 →200石役150石	明和5.7.8	5	転役	目付	32	15 (24)	a/b/c/d
				安永2.12.10			側並勝手掛り			
39	鈴木十郎右衛門	準廣	200石役100石	明和5.12.10	2	転役	使番	-	10 (22)	a/b/c/d
				明和7.1.16			札所目付			
32b 再任	加藤長右衛門	成信 正敏	150石役100石 →200石役100石	明和6.9.9	5	転役	[大番組]	-	-	a/b/c/d
				安永3.7.24			預所元締役			
40	服部吉左衛門	由述	150石役100石	明和7.8.7	6	転役	広敷用掛り女中支配	36	54	a/b/c/d
				安永5.11.7			広敷用人			
41	河村藤太夫 →仙右衛門、十 郎右衛門、川村	氏好	150石役100石	明和9.8.10	9	御免	留守作事奉行	-	23	a/b/c/d
				天明1.12.11			[先物頭次席]			
42	小林又右衛門	政方	150石役100石 →同足50石	安永5.11.5	3	転役	江戸聞番	40	33	a/b/c/d
				安永8.7.20			預所元締役			
43 大坂居役	高間九兵衛	徳増	100石役150石	安永7.8.12	1	昇進	勘定吟味役・勝手掛り	-	22 (33)	a/b/c
				安永8.5.16			御奉行			
43b	高間九兵衛	徳増	100石役150石	安永8.5.16	0	御免	御奉行大坂居役	37	23 (34)	a/c
				安永8.9.29			[先物頭次席]			
44	村田十太夫	氏春 氏純	100石役150石	安永8.7.20	2	御免	目付	42	44	a/b/c/d
				天明1.12.11			[先物頭次席]			
45	浅見七十郎	良齊 良恭	150石役100石	安永8.9.20	5	転役	若殿様側向締役	43b	39	a/b/c/d
				天明4.5.24			預所元締役			
42b 兼帯	小林又右衛門	政方	150石役100石 足50石	安永9.5.27	2	兼免	預所元締役	-	-	a/c/d
				天明2.1.20			預所元締役			
46	加藤半左衛門	正休	150石役100石 足50石	天明1.12.5	9	転役	目付	41	24 (41)	a/b/c/d
				寛政2.11.21			札所目付			
47	石原十五郎 →九郎左衛門	期長	150石役100石	天明1.12.11	10	病死	目付	44	19	a/b/c/d
				寛政3.8.9			(病死)			
48	猪子十兵衛	一通	100石役150石	天明4.5.24	3	退役	郡奉行	45	34	a/b/c/d
				天明7.3.4			(拝知取上休息)			
49	千本長右衛門	方道	300石	天明4.7.24	8	御免	目付	-	12	a/b/c/d
				寛政4.4.8			[末之番外]			
50	織田仁兵衛 →半左衛門	信敏	100石役150石 →150石役100石	天明8.5.22	19	病死	[近習]	-	24	a/b/c/d
				文化4.7.12			(病死)			
51	山口長十郎 →作右衛門	尚綱	100石役150石	寛政2.11.21	6	転役	徒頭部屋附	46	29	a/b/c/d
				寛政8.8.3			部屋附側向締役			
41b 再任	川村十郎右衛門	氏好	150石役100石	寛政4.5.24	0	病死	郡奉行	49	-	a/b/c/d
				寛政4.9.15			(病死)			
52	鈴木百助	準次	100石役150石	寛政4.7.3	9	御免	先作事奉行	47	27	a/b/c/d
				享和1.5.7			(遠慮) [末之番外]			
53	高田孫左衛門	正就	300石	寛政5.9.1	2	御免	使番	-	7	b/c
				寛政7.8.4			[先物頭次席]			
54	太田三郎兵衛	惟繩	200石役100石	寛政8.8.3	4	御免	目付	51	28	a/b/c/d
				寛政12.閏4.24			[先物頭次席]			
55	今立十右衛門 →権右衛門、助 左衛門	英豊	150石役100石	寛政8.8.3	13	病死	若殿様側締役見習	-	23	a/b/c/d
				文化6.1.28			(病死)			
56	河合太郎太夫	正為	150石役100石	寛政12.5.5	7	御免	部屋附奥納戸	54	25	a/b/c/d
				文化4.2.2			[先物頭次席]			
57	鈴木新八郎	資弘	100石役150石	享和1.10.11	8	転役	目付	52	37	a/b/c/d
				文化6.3.1			預所元締役			
58	梶川半兵衛	一之	100石役150石	文化4.2.6	9	転役	預所郡奉行	56	44	a/b/c/d
				文化13.6.24			預所元締役			
51b 再任	山口作右衛門	尚綱	150石 役100石足50石 →200石役100石	文化5.6.10	3	転役	広敷用人	-	-	a/b/c/d
				文化8.閏2.28			勝手掛り・仁之助様側用			
59	浅見忠右衛門	寔	150石役100石	文化6.2.晦	0	御免	預所元締役	55	47	a/b/c/d
				文化6.6.24			[近習・広敷用人次席]			



No.	姓名	諱	禄高	就任日 離任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職 後任の役職	前任 者No.	家督 経過	資料典拠
60	小川次兵衛	英俊	325石	文化6.2.晦 文化11.12.2	5	御免	側物頭 [先物頭次席]	-	27	a/b/c/d
61	上坂与三右衛門	廣連	100石役150石	文化6.8.20 文化10.8.17	4	病死	郡奉行 (病死)	59	25	a/b/c/d
62	村田十太夫	氏章	150石役100石	文化9.7.3 文化13.11.23	4	御免	目付 [先物頭次席]	-	24	a/b/c/d
63	中根新左衛門	時長	200石役100石	文化11.1.16 文化15.3.5	4	御免	目付 (病身) [御奉行次席]	61	23 (32)	a/b/c/d
64	小宮山伝七	清長	100石役150石	文化11.12.3 文政5.6.24	8	転役	郡奉行 預所元締役	60	30	a/b/c/d
65	宮北長左衛門	定雄 定朝	300石	文化13.6.29 文政2.10.3	3	転役	普請奉行 預所元締役	58	29	a/b/c/d
66	今村伝兵衛	正章	150石役100石	文化13.11.24 文政7.1.25	8	御免	目付 (遠慮) [末之番外]	62	42	a/b/c/d
67	千本長右衛門	久寛	300石	文化15.3.5 文政2.6.4	1	病死	目付 (病死)	63	24	a/b/c/d
68	桑山十蔵	政熙	200石役100石	文政2.6.16 文政10.7.3	8	転役	郡奉行 寺社町奉行	67	13	a/b/c/d
69	森田伝右衛門	正則	150石役100石	文政2.10.3 文政5.4.14	3	御免	郡奉行 [先物頭次席]	65	22	a/b/c/d
70	蟻川林左衛門	親芳	100石役150石	文政5.5.2 文政13.1.16	8	転役	近習番頭取・奥納戸他 広敷用人	69	19	a/b/c/d
71	小林金兵衛 →又右衛門	直記	200石役100石	文政5.6.24 文政6.12.2	1	御免	持弓頭・屋敷奉行兼帯 (病身) [先物頭次席]	64	25 (44)	a/b/c/d
72	本多九太夫	安堅	175石役100石	文政6.12.3 文政10.6.23	4	転役	目付 広敷用人	71	35	a/b/c/d
73	河崎三郎助	榮壽	150石役100石	文政7.1.29 文政12.7.3	5	退役	腰物数寄方奉行他 (拝知取上遠慮)[大番組]	66	20	a/b/c/d
74	今立五郎太夫	有慶	150石役100石	文政10.6.23 天保8.5.24	10	御免	目付 (遠慮) [先物頭次席]	72	18	a/b/c/d
75	兼帯 海福瀬左衛門	正敬	400石	文政11.2.3 文政12.7.13	1	兼免	勝手掛り 勝手掛り	-	8	b/d
76	奈良助右衛門	直	150石役100石	文政12.7.4 天保3.8.7	3	隠居	水主頭 (隠居)	73	20	a/b/c/d
77	加賀次郎右衛門	英貴 成守	200石役100石	文政12.7.4 文政13.8.27	1	御免	[書院番組] (病身) [末之番外]	-	32	a/b/c/d
78	萩原長兵衛	季一	200石役100石	文政13.2.29 天保10.1.29	9	転役	目付 預所元締役	70	35	a/b/c/d
79	川村文平	堯豊	100石役150石	文政13.8.28 天保11.11.6	10	御免	側向頭取 (遠慮) [先物頭次席]	77	21	a/b/c/d
80	市村久太郎	正久	350石	天保3.8.7 天保11.3.7	8	御免	持弓頭・屋敷奉行兼帯 (遠慮) [先物頭次席]	76	24	a/b/c/d
81	鈴木忠太夫	直期	350石	天保8.5.25 天保11.8.14	3	御免	目付 (病身) [側物頭次席]	74	27	b/c/d
82	東郷仁右衛門	安序	200石役100石	天保10.1.29 天保14.4.24	4	病死	郡奉行 (病死)	78	19	b/c/d
83	西尾源太左衛門	教寛	250石役100石	天保11.3.8 嘉永1.5.28	8	御免	作事奉行 [近習・御奉行次席]	80	31	a/b/c/d
84	井上半太夫	恒在	325石	天保11.8.5 天保12.3.12	1	御免	側物頭 [先物頭次席]	-	45	a/b/c/d
78b	再任 萩原長兵衛	季一	200石役100石	天保11.12.5 天保12.12.5	1	転役	預所元締役 預所元締役	79	-	a/b/c/d
85	横田作太夫	尚方	200石役100石	天保12.6.11 弘化2.3.5	4	御免	新番頭 (遠慮) [先物頭次席]	84	24	a/b/c
73b	再任 河崎三郎助	榮壽	100石役150石	天保12.12.5 天保14.8.16	2	退役	徒頭 (遠慮) [大番組]	78b	-	b/c/d
86	見習 岡田金左衛門	貞卿	17人役50石 →100石役50石	天保13.10.5 嘉永1.12.3	6	転役	勘定吟味役頭取 水主頭	-	35	a/b/c/d
80b	再任 市村勘右衛門	正久	350石	天保14.8.17 弘化4.1.12	4	御免	預所郡奉行 [広敷用人次席]	73b	-	a/b/c/d
87	佐々木小左衛門	長恭	200石役100石	天保15.4.20 弘化2.12.5	1	御免	杉形鑓奉行 [先物頭次席]	-	28	a/b/c/d
88	原平左衛門	正備	150石役100石	弘化2.12.5 嘉永7.11.12	9	転役	郡奉行 預所元締役	87	16	a/b/c/d
89	雨森儀右衛門	奥貴	150石役100石 →同銀10枚	弘化4.1.13 安政3.4.15	9	隠居	目付 (隠居)	80b	35	a/b/c/d
79b	再任 川村文平	堯豊	100石役150石	嘉永1.5.28 嘉永3.6.3	2	転役	側物頭 預所元締役	83	-	a/b/c/d
90	中根新左衛門	正教	200石役100石	嘉永1.12.3 嘉永6.2.17	5	御免	目付 [近習・広敷用人次席]	86	30	a/b/c/d

No.	姓名	諱	禄高	就任日 離任日	在任 期間	離任 理由	前任の役職 後任の役職	前任 者No.	家督 経過	資料典拠
91	長谷部甚平	恕連	200石役100石	嘉永3.9.15 安政6.10.11	9	転役	目付 寺社町奉行	-	17	a/b/c/d
92	勝木十蔵	英乘	100石役150石 →同足30石 →同足100石 →同足30石 →150石役100石	嘉永6.2.24 慶応2.11.29	13	転役	江戸聞番 会所奉行・町奉行兼	90	21	a/b/d/f
93	本多十郎兵衛	重基	175石役100石	嘉永7.11.12 安政4.9.5	3	御免	側向頭取 [近習・広敷用人次席]	88	25	a/b/c/d
94	兼帯 石原甚十郎	期幸	150石役100石 →同足30石	安政3.5.9 文久2.4.19	6	転役	広敷用人 預所元締役	89	33	a/b/c/d
95	役儀 其儘 ・助 河村三左衛門	正道	17人役5人 →15人役7人	安政4.2.15 万延2.2.9	4	転役	勘定吟味役 留守作事奉行	-	20	b/c/d
96	見習 林作右衛門	之恒	100石役50石	安政4.9.5 安政4.9.25	0	昇進	札所目付 御奉行本役同様	-	20	a/b/c/d
96b	本役 同様 林作右衛門	之恒	100石役50石 →同役100石 →同役150石	安政4.9.25 文久2.9.19	5	昇進	御奉行見習 御奉行	96	20	a/c/d
97	兼帯 高村藤兵衛	成澄	100石役150石	安政4.11.20 安政5.11.11	1	隠居	預所元締役 (隠居)	-	39	b/c
98	見習 三岡石五郎	義由	100石役50石	文久1.3.3 文久2.9.23	1	昇進	製造方頭取 御奉行	-	8	a/b/c/d
99	兼帯 出淵伝之丞	盛親	150石役100石	文久2.9.7 文久3.8.4	1	昇進	目付 御奉行	-	24	b/c/d/f
96c	林作右衛門	之恒	100石役150石	文久2.9.19 元治1.5.2	2	転役	御奉行本役同様 普請奉行	96b	25	a/c/d
98b	三岡石五郎 →八郎	義由	100石役150石	文久2.9.23 文久3.5.22	1	転役	御奉行見習 郡奉行	98	9	a/c/d
94b	仮兼 帯 石原甚十郎	期幸	150石役100石 足30石	文久2.12.25 文久3.12.10	1	病死	預所元締役 (病死)	-	-	c/d
100	役儀 其儘 ・助 小野庄助	政孝	25石5人同様 足5人	文久3.5.22 元治1.2.20	1	転役	勘定吟味役 勘定吟味役頭取	-	33	b/c/d
99b	出淵伝之丞	盛親	150石役100石	文久3.8.4 文久4.1.25	1	退役	目付・御奉行兼帯 (閉門)[末之番外]	99	25	a/b/c/d/ f
101	桑山十兵衛	政喜	200石役100石	文久4.1.9 元治2.2.22	1	転役	側向頭取 預所元締役	-	30	a/b/c/d/ f
102	大井弥十郎	光益	150石役100石	文久4.1.16 元治1.2.20	0	転役	中将様附側向頭取 目付	-	26	a/b/c/d/ f
103	見習 小栗五郎太夫	充晴	200石役50石	文久4.1.16 慶応1.4.29	1	昇進	留守作事奉行 御奉行本役同様	-	16	a/b/c/d/ f
104	見習 岡嶋恒之助	定庸	100石役50石 →同役100石	元治1.2.20 慶応2.6.5	2	昇進	制産方頭取 御奉行	-	20	a/b/c/d/ f
105	見習 内田閑平	不明	100石銀10枚 →同役50石 →同役100石 →同足30石	元治1.2.25 慶応2.6.5	2	昇進	附近習番 御奉行	-	5 (7)	a/b/c/d/ f
102b	再任 大井弥十郎	光益	150石役100石	元治1.5.18 慶応4.5.4	4	御免	目付 [近習]	-	-	b/c/d/f
103b	本役 同様 小栗五郎太夫	充晴	200石役100石	慶応1.4.29 慶応2.6.5	1	昇進	御奉行見習 御奉行	103	17	b/c/d/f
103c	小栗五郎太夫	充晴	200石役100石	慶応2.6.5 慶応4.6.8	2	御免	御奉行本役同様 [席予備組支配上]	103b	18	a/c/d/f
104b	岡嶋恒之助	定庸	100石役150石	慶応2.6.5 慶応4.5.9	2	御免	御奉行見習 [席予備組支配上]	104	22	a/c/d/f
105b	内田閑平	不明	100石役150石	慶応2.6.5 慶応3.5.2	1	転役	御奉行見習 会所奉行	105	7 (9)	a/c/d/f
106	本役 同様 松原孫七郎	勝肥	100石役150石	慶応3.5.15 慶応4.3.12	1	昇進	目付 御奉行	-	21	c/d
105c	兼帯 内田閑平	不明	100石役150石	慶応4.3.12 慶応4.5.4	0	兼免	会所奉行 会所奉行	-	-	b/c/d/f
106b	松原孫七郎	勝肥	100石役150石	慶応4.3.12 慶応4.5.9	0	御免	目付・御奉行本役同様 [席予備組支配上]	106	22	b/c/d/f

### 3. 職制の分析

ここからは表0を基礎データとし、いくつかの視点を設けて御奉行の職制を数量的に分析する。

#### (1) 設置時期

本稿で分析対象とした資料のうち、御奉行就任の最も古い記載は資料a所載「延宝八(6)」(1680)の朱書である(貞享2年〈1685〉欄所載、No.1・No.2の部分)。ただし、この記載からは御奉行の設置年まではわからない。

一方、慶長5年～元和9年(1600～1623)の地方文書には「御奉行」「御奉行衆」「奉行所」などの用例が確認されるが、それらは「年寄—奉行—代官—代官下代」のラインに位置づけられるもので、後の郡奉行に相当するものという<sup>25)</sup>。また、結城秀康代(1600～1607)の「越前北庄御家中分限役附」(内閣文庫)でも、「御勘定頭」として知行500石～700石の3名、「御勘定奉行」として知行210石～350石の6名の名前が確認できる。本稿が扱う御奉行との関連をうかがわせる役名であるが、本資料は他の資料と整合性のとれない部分が多く、これらの「役職が実際に存在したとはとても断じられない」とする見方がある<sup>26)</sup>。したがって、藩政初期の御奉行設置の有無は不詳とせざるを得ない。

しかし、諸家に伝来する知行関係の文書から、17世紀半ば以降の御奉行在任者を推定することはできる。福井藩では藩士に宛てられた「知行目録」や「知行書出」の差出人として、御奉行が連署することが通例だったためである。表1では、貞享元年以前の文書から差出人名を検出した<sup>27)</sup>「期間」欄は文書の日付によるものであり、御奉行在任期間とそのまま合致するものではない。

これにより、御奉行の設置年は遅くとも承応2年(1653)末まで遡ることができる。ここで分析対象とした資料は、自治体史収載のものや当館で画像等を確認できるものに限ったが、丹念な調査をおこなえば、検出数を増やし、時期をさらに遡らせる可能性もある<sup>28)</sup>。

一方の設置終了の時期については、慶応4年(1868)の5月4日にNo.102bと105c、同9日にNo.104bと106b、6月8日にNo.103cが離任し、後任が任命されていないことから、この頃のことと推定できる。ただし、廃止や改称などを明確に記した資料は現時点では見出せない。

#### (2) 定員

鈴木準道の説明では「御奉行ハ同僚四人アリ」とされるが、資料からは御奉行が2名や3名、5名や6名いた時期も確認できる。本役以外も含め、異動があった月とその時点での人数を整理したのが表2である<sup>29)</sup>。No.1～4・6は就任と離任の日付が不明なため、正確な異動日付の確認できるNo.4の離任とNo.8の就任があった宝永2年(1705)7月を起点とした。ただし、除外した貞享2年

表1 推定就任者(承応2年～貞享元年)

No.	姓名	諱	禄高	期間
A1	大谷儀左衛門	知直	(400石)	承応2.12.-
A2	日下部善大夫	不明	(300石)	承応2.12.-
A3	加藤十右衛門	正武	(550石)	承応2.12.-
A4	須崎三郎右衛門	昌房 俊屋	(550石)	万治1.12.- ～万治2.8.-
A5	長沼権兵衛	不明	(450石)	万治1.12.- ～万治2.8.-
A6	嶋田三左衛門	重信	(700石)	寛文8.3.- ～寛文11.9.30
A7	上野次右衛門	不明	(400石)	寛文8.3.- ～延宝3.12.-
A8	小嶋権太夫	不明	(500石)	延宝3.6.- ～延宝3.12.-
A9	鱒江刑部右衛門	董幸 重幸	(300石)	延宝5.7.- ～延宝6.4.-
A10	白樫三郎兵衛	不明	(400石)	延宝5.7.- ～延宝6.4.-
A11	八木平六	昔由	(300石)	貞享1.5.-

表2 御奉行在任者数の月別の変遷 (単位: 人数)

年代	月												就任	離任	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
宝永2			3				3							2	2
宝永3															
宝永4															
宝永5															
宝永6															
宝永7															
正徳1												3		1	1
正徳2				3										1	1
正徳3															
正徳4												3		1	1
正徳5															
享保1	3													1	1
享保2															
享保3															
享保4												3		1	1
享保5												3		1	1
享保6															
享保7												4		1	
享保8															
享保9															
享保10															
享保11															
享保12															
享保13	4													1	1
享保14															
享保15				3	4							4		2	2
享保16															
享保17												3		4	3
享保18															
享保19															
享保20															
元文1												4		1	1
元文2															
元文3															
元文4															
元文5															
寛保1															
寛保2				3	4									3	3
寛保3	4													1	1
延享1												4		1	1
延享2															
延享3															
延享4															
寛延1												4		1	1
寛延2												4		1	1
寛延3															
宝暦1												3	4	1	1
宝暦2															
宝暦3												5		1	
宝暦4															
宝暦5															
宝暦6															
宝暦7				5								4		1	2
宝暦8				5										1	
宝暦9															

年代	月												就任	離任	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
宝暦10															
宝暦11			3									4		3	4
宝暦12															
宝暦13															
明和1															
明和2			3												1
明和3															
明和4			3											1	1
明和5												3		4	2
明和6												5		1	
明和7	4											4		1	2
明和8															
安永1												5		1	
安永2														4	1
安永3												3			1
安永4															
安永5														3	1
安永6															
安永7												4		1	
安永8												3	3	3	4
安永9												4		1	
天明1														4	2
天明2	3														1
天明3															
天明4												3	4	2	1
天明5															
天明6															
天明7												3			1
天明8												4		1	
寛政1															
寛政2														4	1
寛政3												3			1
寛政4												2	3	4	2
寛政5														4	1
寛政6															
寛政7												3			1
寛政8												4		2	1
寛政9															
寛政10															
寛政11															
寛政12												3	4	1	1
享和1												3		1	1
享和2															
享和3															
文化1															
文化2															
文化3															
文化4												4		3	1
文化5												4			1
文化6												3	5	4	3
文化7														4	
文化8												3			1
文化9														4	1
文化10														3	1
文化11	4														2

年代	月												就任	離任	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
文化12															
文化13					4					4				2	2
文化14															
文政1			4											1	1
文政2					4					4				2	2
文政3															
文政4															
文政5			3	4	4									2	2
文政6												4		1	1
文政7	4													1	1
文政8															
文政9															
文政10						4	3							1	2
文政11		4												1	
文政12							4							2	2
天保1	3	4								4				2	2
天保2															
天保3										4				1	1
天保4															
天保5															
天保6															
天保7															
天保8						4								1	1
天保9															
天保10	4													1	1
天保11		4								4		3	4	3	3
天保12			3				4						4	2	2
天保13												5			1
天保14				4						4				1	2
弘化1					5										1
弘化2				4										4	1
弘化3															
弘化4	4													1	1
嘉永1						4								4	2
嘉永2															
嘉永3						3				4				1	1
嘉永4															
嘉永5															
嘉永6				4										1	1
安政1													4		1
安政2															
安政3						3	4							1	1
安政4													5	6	4
安政5														5	1
安政6													4		1
万延1															
文久1						3	4							1	1
文久2							3							4	3
文久3														5	2
元治1														6	4
慶応1														5	1
慶応2														5	2
慶応3														4	3
明治1														1	1
														5	6

\*本表の宝永2年4月・寛政12年4月・文化8年2月は閏月

(1685) から宝永2年までの期間も、引き継ぎにともなう一時的な減員の可能性はあったにせよ、人数は3名のまま増減はなかったようである。

最初の増員が確認できるのは享保7年(1722)11月である。離任者はなく、就任者が1名だったため、この時点をもって定員が4名に増えたことになる。これは前年の福井藩主・松平吉邦の死去をうけて、支藩の松岡藩主・松平昌平(後の宗昌)が本藩を相続し、松岡藩自体が福井藩に併合されたことと関連がある。

「松岡給帳」(A0143-01316)には、雨森新七と浅井源左衛門が同藩の「奉行」として名前が載っている(ともに知行200石)。このうちのNo.15雨森新七は、松岡藩の併合後しばらくは福井藩で御奉行仮役を務め、享保7年11月に御奉行本役に就任した(資料c)。資料aでも、享保7年の雨森の箇所に「増」の朱書があり、この時から4名体制が始まったとみてよい。

しかし、4名体制はこの後廃藩まで連綿と継続したわけではなかった。宝暦3年12月~同7年10月(1753~1757)や同8年2月~同11年3月のように長期間にわたって5名体制が続いた時期があり、また、安政4年11月~翌5年11月(1857~1858。助1名と兼帯1名含む)、文久4年1月~翌元治2年2月(1864~1865。見習2名含む)のように1年間以上6名体制だった時期もある。

さらに、前任者の離任を受けて後任者が就任するまでにある程度の期間が空き、その間の人員が減る場合もあった。例えば、寛政3年(1791)8月に離任したNo.47の後任No.52が就任するのは、ほぼ1年近く経った翌4年7月のことであり、この間は1名減のままであった。

以上のように、本役以外の助や兼帯を投入して体制を強化することもあれば、引き継ぎに伴う減員もあったため、享保7年以降の定員は4名を基本としながらも流動的だったといえる。

### (3) 禄高

福井藩における給禄は、知行取とそれ以外の扶持米取・切米取などに大別され、家格は前者の方が高かった。どの層からの御奉行就任者が多かったかを把握するため、初任時の禄高と人数を整理したのが表3である。

まず、在任中の正確な禄高が不明な5名を除く御奉行本役就任者95名の内訳を確認すると、最も多いのは知行150石の34名、これに100石21名と200石21名が続く。知行100石～250石までの合計人数は83名となり、御奉行の多くはこの層から輩出されたことがわかる（禄高が判明するうちの約87%）。なお、知行100石で本役に就任した初例はNo.36で明和4年（1767）2月のことであった。

つぎに役料との関係を検討する。福井藩における役料とは、主要役職の就任者のうち、知行300石未満の者に与えられた職務給を指す<sup>30)</sup>。本役就任者では、知行100石の21名全員に150石の役料が下されており、150石の場合には役料が判明する31名全員に100石が付けられている。このほか知行175石～250石の場合にも、それぞれ100石の役料が下された。これにより御奉行在任中は、知行100石と150石は250石に、175石は275石、200石は300石、250石は350石の禄高となった。つまり、御奉行は本来、知行250石以上の藩士が就任する役職だったことを意味していよう。なお、最初に役料を支給されたことが確認できるのは、宝永2年（1705）閏4月就任のNo.7である。

ところで、表1に掲げた貞享元年（1684）以前の推定就任者11名の禄高は、全員が300石～700石の範囲にある。表3ではこの層に含まれる本役就任者は100名中12名のみであり、最高でも知行350石までしかない。この差は、貞享3年に藩の領知が47万5千石から25万石におおよそ半減された「貞享の半知（大法）」によって生じたものと思われる。貞享の半知では、藩士も100石と150石以外のもは、知行を半減させられた。つまり表1のNo.A1は400石から200石に（後さらに50石減で150石）、No.A9は300石から150石に、No.A11も300石から150石に家禄が半減したのである（「貞享三年御新規以来惣侍中拝知并御擬作被下帳」A0143-01317）。したがって、表1の11名の家も、半知後の知行100石～250石の層におおむね合致していたことになる。

なお、御奉行助の就任者2名はともに勘定吟味役其儘で助を勤めており、No.95は17人扶持に役料5人扶持、No.100は25石5人扶持同様に足高5人扶持が加えられている（足高は役料とは別に追加して下された給禄）。ともに扶持米取と切米取で、知行取ではないため、家格の面から本役には就任できなかったのであろう。

表3 初任時の禄高（単位：人数）

禄高	本役	大坂居役	兼帯	本役同様	見習	助
400石			1			
350石	3					
325石	3					
300石	6					
知行取						
250石	5					
200石	21			1	1	
175石	2					
150石	34		4			
100石	21	1	2	2	4	
扶持米取					1	1
切米取						1
不明	5					
合計	100	1	7	3	6	2

#### (4) 家職化・世襲化の有無

御奉行の家職化・世襲化がどの程度あったかを検討するため、同一家からの就任者を抽出し、家ごとに整理したのが表4である。なお「代数」の項は前掲「姓名録」に載る当主の代数を参照した。

19家から各2名以上の御奉行就任者が出ており、換言すると21名が自分の親や先祖が御奉行に就任

表4 同一の家から複数の御奉行を出した家 (50音順)

家名	禄高	代数	No.	代数	No.	代数	No.
雨森1	150石	3代	13	6代	89		
雨森2	200石	2代	15	3代	35		
石原	150石	7代	47	9代	94		
今立	150石	4代	55	5代	74		
小川	325石	4代	19	7代	60		
鱒江	150~200石	2代	3	3代	12		
河崎	100~150石	3代	36	5代	73		
桑山	200石	7代	68	9代	101		
小林	150~200石	3代	42	4代	71		
鈴木1	150~350石	3代	5	8代	81		
鈴木2	100~200石	3代	39	1代	52		
千本	200~300石	3代	14	5代	49	6代	67
東郷	200~350石	5代	27	9代	82		
中根	150~200石	4代	25	6代	63	7代	90
西尾	250石	4代	26	7代	83		
萩原	200石	5代	31	7代	78		
本多	175石	5代	72	6代	93		
松原	100~150石	5代	30	11代	106		
村田	100~150石	6代	44	7代	62		

\*石原家の9代No.94は2度兼帯したが、本役には就任していない

\*\*鈴木家2はNo.39弟であるNo.52が別家したもの

したことのある家の出身、ということになる。これは本役就任者100名の約20%に相当する。また、親子2代続けて御奉行を出した家は8家、就任者3名を出した家は2家あった。

まずは家格の面から検討する。福井藩では、藩士は士分（上・中士）と卒（下士）とに分けられ、天保3年（1832）の「給帳」によれば、士分778名の家格は上士73名と中士705名に大別された。御奉行は、中士の大部分を占める狭義の番士（500名。書院番・小姓・大番・留守番など）の出身者が多く、御奉行在任中は番士の上位に位置する役番外の家格（96名）に属した。この役番外の中も、さらに長袴席（15名）・狭義の役番外（65名）・末之番外（16名）に分けられ、御奉行は中士としては最上位の長袴席に位置づけられていた。しかし、長袴席の家格は就任者一代限りに与えられるもので、家督相続した次代の当主には引き継がれていない。そのため、2代続けて御奉行になったものでも、家督相続時には狭義の番士である大番組などから再スタートを切っており、他の数百名の番士と条件は変わらなかった。

次に禄高についてもみておこう。先述のとおり、御奉行本役を多く輩出した層は知行100石~250石であり、この層の人数を各代の「給帳」によってみると、貞享3年~宝永7年（1686~1710）の吉品代には194名、享保9年~寛延2年（1724~1742）の宗矩代は251名、文政9年~天保6年（1827~1835年）の斉承代は256名と推移し、幕末の天保9年~安政5年（1838~1858）の慶永代で増加して323名<sup>31)</sup>となる。複数の御奉行を出した21家のうち15家がこの層に含まれており、禄高の面だけに着目すれば、ほかに御奉行候補者は数百人規模でいたことになる。

狭義の番士出身といい、知行100石~250石の家禄といい、きわめて平均的な家格・禄高にもかかわらず、その中から19家だけが複数人の御奉行を出していた。家職化があったとまでいうことはできないが、特定の家に一定程度の集中があったと評価することはできるだろう。

#### (5) 家督相続から御奉行就任までの経過年数

家督相続からどの程度の年数を経たものが御奉行に就任したかを把握するため、経過年数を5年単

表5 家督相続から御奉行就任までの経過年数(単位:人数)

経過年数	本役	本役 (調整)	大坂 居役	兼帯	本役 同様	見習	助
1~5	2	1				1	
6~10	5	3		1		1	
11~15	7	5					
16~20	14	10			2	3	1
21~25	27	26	1	1	1		
26~30	14	17					
31~35	15	19		1		1	1
36~40	4	5		1			
41~45	7	9					
46~50	3	3					
51~55	1	1					
不明	1	1					
合計	100	100	1	4	3	6	2

位で整理したのが表5である。

まず、本役100名を対象にすると、最多は家督から21~25年を経過した27名、ついで31~35年の15名、16~20年と26~30年の14名が続く。本役初任までの平均経過年数は26.1年、家督以前に小姓などで出仕していた年数を加算した調整後の数字では平均27.9年となる。家督前出仕は、早い時期の資料では記載されない場合もあり、調整後の平均値はさらに大きい可能性もある。

家督年齢は個々の家の事情によって異なるため、就任時の年齢把握は難しいが、仮に20~30歳代で家督相続すると仮定して、平均経過年数の26.1~27.9年を加算すると、40歳代後半から50歳代の後半で御奉行に就任するのが一般的だったと推定できる。

本役就任までの期間が最も長いのはNo.40服部吉左衛門の54年である。吉左衛門由述は、左伝次と名乗っていた正徳6年(1716)に父三郎兵衛由兼の死去を受けて家督を相続。父は25石5人扶持の切米取だったが、由述は幼少ゆえ7人扶持を下されて留守番組入している。14年後の享保15年(1730)に父と同じ25石5人扶持を下されて表小姓に任じられており、この時に元服したのだろう。元服を15歳前後と考えると、家督相続時は1~2歳だったのではないだろうか。その後、元文2年(1737)に新知100石を下され、小道具方、膳番・書院番筆頭、側物頭、広敷女中支配を経て、明和2年(1765)に長袴格となる。さらに50石を加増されて、明和7年御奉行に就任したのは50代半ば過ぎのことだったと推測される。安永5年(1776)まで6年間務めて、同年広敷用人に再任、同8年札所目付に転じ、天明6年(1786)に隠居している。年齢は70を超えていたはずである。

一方、就任までの年数が短い方も検討してみよう。No.31萩原金兵衛は3年と最も短いですが、享保15年に部屋住のまま小姓に召し出され、7年後の元文2年には末之番外の格式に上っている。その後も側物頭に任じられるなどして、家督相続したのは出仕から24年もの歳月を経た宝暦4年(1754)のことであった。したがって、家督後の経過年数は短いものの、宝暦7年に御奉行に就任した時点から出仕から27年を経っており、平均的な年数と合致する。なお、No.2も4年と短いですが、詳細な履歴が判明しないため詳しい事情は不明である。

特筆すべきは、No.98b三岡石五郎(後に八郎、由利公正)の9年とNo.105b内田閑平の7年(家督前出仕期間を含めると9年)である。2名はともに文政12年(1829)の生まれなので、それぞれ数えで34歳、38歳のときの本役就任となる。三岡は家督から8年、内田は5年(家督前出仕期間を含めると7年)で先に御奉行見習に就任していたとはいえ、本役就任までの年数は極端に短く、殖産興業策による財政再建を志向した当時の藩政改革との関連をうかがわせる<sup>32)</sup>。

なお、御奉行本役同様の3例では平均19.3年、御奉行見習の6例は平均17.3年であり、本役と比較



表6 本役就任前後の役職  
(単位：人数)

家格・役名	前役	後役
定座番外～役番外(長袴席)		
寺社町奉行		4
預所元締役	2	15
役番外(長袴席)		
会所奉行		2
御奉行仮役	1	
側向頭取	5	1
役番外(狭義の役番外)		
新番頭	3	
広敷用人	2	3
旗奉行	1	
目付	29	1
側物頭	5	
預所郡奉行	4	
持弓頭	4	
普請奉行	1	1
先物頭	1	
姫様用筋		1
水主頭	2	
側向頭取見習	1	
杉形鑓奉行	1	
札所目付		2
郡奉行	13	1
作事奉行	4	
使番	3	
江戸聞番	2	
徒頭	2	
札所吟味役	1	
役番外(末之番外)		
御奉行大坂居役	1	
番士(書院番組)		
腰物数寄方奉行他	1	
膳番	1	
近習番頭取・奥納戸他	2	
[書院番組]	1	
[近習]	1	
番士(大番組)		
札所奉行	1	
[大番組]	1	
不定		
御奉行本役同様	2	
御奉行見習	3	
不明		
勝手掛り		2
元締役		1
不明	7	5
合計	109	39

して家督からの経過年数は短い。本役同様の3例はいずれも5年以内に本役に昇進しており、見習の6例でも5例がやはり5年以内に本役に昇進している。

### (6) 昇進ルート

御奉行本役の新任100名と再任9名を対象に、就任直前と離任直後について、役ごとの人数を整理したのが表6である。推定を交えて家格の席順に役名を配列したが、順序は時期や個人による変動もある点は注意を要する。

就任前の役で最も多いのは目付の29名であり(No.99b 目付其儘御奉行兼帯1名とNo.106b 目付其儘御奉行本役同様1名を含む)、「目付→(他役)→御奉行」ルートの6名まで含めると、目付を経験して御奉行に就任したのは35名となる(全体の約32%。再任の場合は片方のみ計上)。目付は定員6名で、藩政全般の監察を主な任務とし、用部屋において家老・側用人・金津奉行・寺社町奉行・御奉行らによって行われる評定に加わった。目付就任者全体のどの程度が御奉行に転役したかまでは把握できていないが、「御目付の職にあるものは最も一般的な昇進経路として御奉行に栄転した」との指摘もある<sup>33)</sup>。

次に多いのは郡奉行の13名で、「郡奉行→(他役)→御奉行」ルートの19名を含むと32名となり、目付ルートに次ぐ数字となる(約29%)。なお、他役を挟むルートのうち「郡奉行→目付→御奉行」ルートは9名いる(他役を挟むルートまで含めると11名で全体の約10%)。郡奉行は、4つに区画した藩領のうち3か所を上領・中領・下領と称して農民支配の一切の事務を掌った役職である(残る1区画は金津奉行の所管)。

このほか表では示していないが、出仕から御奉行就任までの間に小姓を務めた経験のあるものが42名を数える点にも注目したい(再任を除く全体の42%)。小姓の職務は藩主に近侍することが基本であり、藩主を含む上層部に顔や名前、能力を知られる機会も多かったと思われる。また、家督前あるいは若年のうちから藩庁に出仕することで、勤務年数は自然と長くなる(42名の出仕から御奉行初任までの平均経過年数は31.0年で、調整後の平均値27.5年を上回る)。経験年数が長くなれば、多くの役所や役職を経験してキャリアを積むことができ、また人とのつながりも増えることから、御奉行就任に有利に働いたのではないだろうか。

最後に、勘定所内部からの昇進例を検討する。まず、勘定への立ち合いと趣意金の貸与に加わった勘定奉行（勘定拝借奉行）の経験者が、郡奉行を経て御奉行に就任した例が5名確認できる。ただし、享保期（1716～1736）に集中しており（No.12・13・16・20）、No.61が例外となる。つぎに勘定吟味役（頭取含む）経験者からは4名の就任が確認できるが、No.86が見習まで、No.95と100が助どまりで、本役への昇進は果たせていない。No.43b 高間九兵衛のみが「与内検地奉行→代官→預所代官勝手役兼→勘定吟味役→勘定吟味役其儘勝手掛り→御奉行大坂居役→御奉行本役」と本役まで昇り詰めている（下線が御奉行の属僚）。勘定吟味役は、元文元年（1736）に冗費節約を図るために新設された役職で（当時の名称は勝手吟味役）<sup>34)</sup>、主に留守番士の切米取から就任した。このほか年貢徴収を担当した代官の経験者からの御奉行昇進も高間ただ1人である。

このように、福井藩では勘定所から御奉行に内部昇進するケースはきわめて少なく、幕府において勘定所内部やその他の財務関係の役職を経験して勘定奉行にまで昇進した者が213名中59名（27.7%）もいたこととは大きな違いがあったといえよう<sup>35)</sup>。

### （7）在任期間

御奉行本役就任の100名と本役再任9名を対象に、在任期間を年数ごとに整理したのが表7である。凡例に示した通り、誤差を含む数字であることから厳密な検討には耐えられないが、傾向を把握することはできるだろう。

109名中95名の在任期間が10年以内であり、5年以内に限定しても57名を占め、平均値をとると約6.1年となる。その一方で10年を超える在任期間が14名いて、No.5 鈴木源兵衛（忠右衛門）は27年もの長期在任で注目される。鈴木源兵衛重房は、延宝元年（1673）12月に跡知200石を相続し、貞享3年（1686）の半知で100石となるも、元禄5年（1692）12月に50石を加増されて御奉行に就任。それから21年目の正徳3年（1713）5月にさらに100石加増されるなどして、最終的には350石にまで知行を増やしたのは、財政方面での能吏としての活躍が認められたためであろう。

また、在任18年のNo.25中根十郎左衛門、17年のNo.26西尾源太左衛門（十左衛門）は、在任10年のNo.29中川惣右衛門（平太左衛門）と4年のNo.31萩原金兵衛とともに、宝暦11年（1761）3月4日に一斉に「役儀御免、遠慮」を命じられている。これは同年1月、藩士一同に対して3か年間の給禄「半減」が命じられたことを受け、その責任を取らされたものと思われる<sup>36)</sup>。

全体的傾向として、時代が下るに従って在任期間は短くなっており、19世紀に入ってからの就任のうち、10年を超えるのはNo.92勝木十蔵の13年だけである。さらに文久期（1861～1864）以降の就任者に限定すると、そのほとんどが1～2年の在任期間となっている点が注目される。

表7 本役の在任期間（単位：人数）

年数	本役	再任
20年～	1	
19年	1	
18年	1	
17年	1	
16年		
15年	1	
14年	1	
13年	3	
12年	3	
11年	2	
10年	7	1
9年	9	
8年	10	
7年	4	
6年	7	
5年	6	1
4年	11	2
3年	9	1
2年	9	2
1年	10	1
0年	4	1
合計	100	9

## (8) 離任理由と離任後

表8 離任理由 (単位:名)

理由	本役	再任	合計
転役	30	4	34
御免	42	2	44
退役	12	1	13
隠居	4	1	5
病死	10	1	11
不明	2		2
合計	100	9	109

再任を含む本役109名を対象に離任理由と人数をまとめた表8および前掲表6を用いて、離任とその後の履歴について検討する。

一旦役を解かれて無役となる「御免」による離任が44名と最も数が多い。このうち一定期間を経て他の役に就任するものが31名あった。

無役期間の家格を表す「席」は、御奉行次席が2名、広敷用人次席が4名、先物頭次席が24名、末之番外が6名などとなっている。先述のとおり、御奉行は役番外中の長袴席に属したが、御奉行次席と広敷用人次席も広義の役番外中の長袴席、先物頭次席は狭義の役番外に位置する家格であった。つまり、御役御免となっても、家格は出身の家格である狭義の番士にまで戻されることはなく、役職在任者が属する広義の役番外席に置かれることが多かったのである（ただし、次の当主は狭義の番士に戻る）。

離任理由で次に多いのが転役の34名であり、転任先で最も多いのは預所元締役の15名である（改称前の預所用・預所奉行2名を含む）。預所とは幕府から福井藩に支配を委任された土地を指し、享保5年（1720）6月、越前国内10万4千石弱が福井藩に支配を委任されたことに始まる。その後は高の増減を重ね、寛延2年（1749）11月にいったん全廃となるが、宝暦13年（1763）に8万4千石弱が復活している。その預所を管轄したのが預所元締役で、同所内の切支丹宗旨改と目付役を預所目付が、民政全般は預所郡奉行が担った<sup>37)</sup>。支配をめぐって幕府や幕府代官との交渉もあったためか、預所元締役は御奉行より上席に置かれていた。

御奉行から預所元締役に直接昇進するルート以外にも、他役を経て就任した5名、兼帯した5名、御奉行再任後に転役した1名を加えると、「御奉行→預所元締役」ルートは計23名にのぼる（本役全体の約21%）。これは江戸詰中の御奉行が「預所掛り」を兼ねることがしばしばあったことや、預所代官を指揮して年貢徴収にあたるという業務内容が「御奉行一代官」の関係と共通していたためであろう。

転任先として次に多いのは、町方支配と寺社を所管した寺社町奉行の4名で、本来は上士の最下位に位置する定座番外席（定番外）から任用される役である。そのため、中士から昇進する「御奉行→寺社町奉行」ルート4名および預所元締役などを経て寺社町奉行に転任・兼帯した3名などは、稀な栄転を遂げた例といえる。なお、No.23はさらに上席の金津奉行にまで昇進している。

## おわりに

本稿では 制度史的側面から福井藩の御奉行に関する基礎的情報を提示し、その特質について数量的分析を加えてきた。次の段階では、本稿で示したデータを政治史のなかに位置づけ、具体的な職務内容や定員の増減などを検討することになる。

なお、本稿が扱った資料において、職務内容の点で興味深いのは、御奉行が在任中に多くの「掛り」を任じられたとする記載がみられる点である。例えば、No.78は文政13年2月から天保10年1月（1830～1839）までの約9年の在任期間中、主なものだけでも、本丸普請用懸り・預所掛り・末姫君

様(将軍家齊女)引移献上道具用掛り・増上寺火之番・天梁院様(藩主齊承)当座法事用受込・判物朱印郷村高辻帳用掛り・殿様尊骸運正寺納用掛りなどの多様な掛りを命じられている(資料d)。このほか目に付いたところでは、No.91の大砲製造掛りと学問所取建取調掛り、No.102bの殿様縁組用掛り、No.103bの種馬掛り、No.105b他国会所掛りなどがある。これらは一見すると財政とは直接関わりがないもののようにも思えるが、大規模な支出を伴う事業には、御奉行とその属僚を含む勘定方の参画が必須だったのであろう<sup>38)</sup>。

鈴木準道は、御奉行が「国ノ財政総轄ヲ為ス重職」であったと解説したが、「財政総轄」の語に引きずられ過ぎてしまうと、御奉行が担った多様な職務内容が見えなくなるおそれがある。経常的な収入・支出の総括に加え、臨時的な事業や行事、藩政改革の動向にも携わった「重職」であったことを改めて確認していく必要があるだろう。

## 注

- 1) 「江戸幕府老中就任者の数量的分析」(『麗澤大学紀要』12号、1971年)のほか、美和信夫『江戸幕府職制の基礎的研究-美和信夫教授遺稿集』(広池学園出版部、1991年)所収の諸論考を参照。
- 2) 馬場憲一「勘定奉行・勘定吟味役の昇進過程に関する一考察」(『法制史学』27号、1975年)、近松鴻二「目付の基礎的研究」(児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、1983年)ほか。
- 3) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房、1990年)、「幕藩官僚制論」(同『幕藩領主の権力構造』岩波書店、2002年。初出1985年)、山本英貴『江戸幕府大目付の研究』(吉川弘文館、2011年)ほか。
- 4) 「福井藩家臣団と藩士の昇進」(『福井県地域史研究』創刊号、1970年)、「福井藩における士分の存在形態について」(『同』6号、1976年)、「福井藩における藩政機構-「貞享の半知」を中心に」(『同』12号、2008年)、「明治初年における福井藩の藩政機構」(『同』13号、2012年)など。
- 5) 『福井市史 通史編 2 近世』(福井市、2008年)第一章第三節「2 藩政機構」の項(舟澤茂樹執筆)。
- 6) 舟澤茂樹「福井藩の金津奉行」(『福井県地域史研究』11号、2002年)、拙稿「福井藩の忍者に関する基礎的研究」(『忍者研究』1号、2018年)。なお、舟澤茂樹『福井城下ものがたり』(フェニックス出版、1976年)は巻末に「重職一覧」として家老と中老(側用人)の一覧を載せるが、補職年と転免年のみを載せた簡易なもので詳しい考察は加えられていない。
- 7) 明治2年(1869)成立「役成人名簿」(A0143-01030)の記載法に依拠した。
- 8) 前掲注5)『福井市史 通史編 2』、本川幹男ほか『幕末の福井藩』(岩田書院、2020年)など。
- 9) 舟澤茂樹校訂『福井藩史事典』(歴史図書社、1977年)。
- 10) 前掲注9)『福井藩史事典』の「解題」。
- 11) 『稿本 福井市史上』(福井市役所、1941年)pp.95~98。
- 12) 『福井市史 資料編 5 近世三』(福井市、1990年)p.906。
- 13) 前掲注12)『福井市史 資料編 5』pp.904~906。翻刻が同書191号「役人列集」として掲載(pp.61~106)。
- 14) 『福井藩士履歴 1~6』(福井県文書館、2013~2018年)。
- 15) 吉田健「幕末維新期の福井藩人事関係資料(松平文庫)について」(『福井藩士履歴 1』福井県文書館、2013年)。
- 16) 前掲注15)吉田「幕末維新期の福井藩人事関係資料(松平文庫)について」。
- 17) 前掲注12)『福井市史 資料編 5』pp.906~909。翻刻が同書192号「旧藩制役成」として掲載(pp.106~290)。
- 18) 例えば、大井長十郎は文政11年(1828)正月に預所元締役に任じられ、翌年「出精相勤候二付御奉行順席被仰付」とみえる(資料c)。また、No.63中根新左衛門は文化11年(1814)正月に御奉行に就任後、同15年3月「病身二付御役御免被成、御奉行次席」とある(同)。このことから、役(預所元締役や御奉行)と席(御奉行順席・御奉行次席)とは別の体系によるものであったことが読み取れる。また、浅見忠右衛門は天明元年(1781)12月

- に、資料cでは「御先物頭順席」、資料dでは「御先物頭格」と記されていることから、「順席」と「格」は同じものを意味したことがわかる。
- 19) A0143-02010～02019。慶長期から嘉永5年(1596～1852)に至る士分各家の当主の通称と諱の変遷記録。編纂時に、子孫の家が藩に在籍していなかった場合は採録されない。
  - 20) A0143-02020～02025。藩主・松平吉邦の命により編纂されたもので、享保6年(1721)10月以降に成立。『福井市史 資料編4 近世二』(福井市、1988年)64号に翻刻が抄録されている。
  - 21) 前掲注20)『福井市史 資料編4』54-3号。綱昌は延宝4年～貞享3年(1676～1686)の藩主。No.4海福猪兵衛は改名前の「海福勘助」で掲載。
  - 22) 前掲注20)『福井市史 資料編4』57号。宗矩は享保9年～寛延2年(1724～1742)の藩主。
  - 23) 例えば、No.98bの三岡石五郎(八郎)は、資料c・dに「同(文久3)年五月廿二日席并御役料其儘郡奉行、御勝手向并制産方之儀も諸事是迄之通相心得申談候様、且又御役人之儀是迄之通被仰付」とあって「役儀其儘」とされていないことから、本稿ではこの日を境に御奉行から郡奉行に転役したと判断した。しかし、三岡が処分を受けた文久3年8月29日時点の役職を、前掲注5)『福井市史 通史編2』は「御奉行」「兼郡奉行・制産方頭取」とし(p.887)、高木不二『日本近世社会と明治維新』(有志舎、2009年)も「奉行・郡奉行兼制産方頭取」(p.161)、前掲注8)本川ほか『幕末の福井藩』も「御奉行兼郡奉行」(p.81)としている。なお、これらを参照した拙稿「幕末福井藩の洋式船と航海記—一番丸・黒竜丸・富有丸」(『福井県文書館研究紀要』18号、2021年)も文久3年6月14日および7月時点の三岡を「御奉行」と捉えているが(p.112)、ここに「郡奉行」と訂正する。
  - 24) \* 1「世事覚之帳」(『福井県史 資料編4』福井県、1984年、p.381)、\* 2「続片聳記 下」(福井県立図書館、1957年、p.214)、\* 3「知行減切」(A0143-01005)。
  - 25) 本川幹男「福井藩初期の民政組織」(『福井県地域史研究』10号、1989年)。
  - 26) 前掲注25)本川「福井藩初期の民政組織」。
  - 27) 典拠とした資料は以下の通り。稲葉文書1(越前史料X0145-00060)、大藤文書3(越前史料X0145-00100)、河崎家文書(A0215-00027、00029)、酒井康家文書(前掲注20『福井市史 資料編4』118号)、佐久家旧蔵文書(『武生市史 資料篇 諸家文書(一)』武生市、1970年、45号・86号・88号・90号)、菅沼家文書(A0206-00016、00027、00028)、長谷部文書(越前史料X0145-00232)、彦坂重雄家文書(前掲注20『福井市史 資料編4』141号・142号)、松平千秋家文書(『同』122号)、八木家文書(『同』136号)、山県昭彦家文書(『同』91号・93号・95号・98号)、山本文書1(越前史料X0145-00135)。なお、禄高の項は、A1～7は「松平光通給帳」(前掲注20『福井市史 資料編4』54-2号)、A8～11は「松平綱昌給帳」(『同』54-3号)による。
  - 28) 本多俊彦「福井藩の知行宛行状について」(『古文書学研究』80号、2015年)収載「表2 福井藩知行目録・知行書出表」は、門野家文書(福井市立郷土歴史博物館蔵)の慶安2年(1649)5月吉日発給「知行書出」の差出人を「戸水■太夫、大谷儀左衛門」、明暦4年(1658)6月15日発給「知行書出」では「長沢権兵衛、須崎三郎右衛門」としており、これらの人物も御奉行だった可能性が高い。ただし、慶安2年の「知行書出」(『旧福井藩士門野家文書目録』(福井市立郷土歴史博物館、2002年、知行⑥)を見実すると、「戸水」ではなく「戸祭兵太夫」と読み、前掲27)「松平光通給帳」で知行350石の箇所に掲載される人物に該当する。
  - 29) 大坂居役は安永7年8月～同8年3月に1名を含む。兼帯は安永9年5月～天明1年12月、安政3年5月～4年10月、同5年11月～文久2年4月、同2年9月～3年7月、明治1年3月～4月に各1名、安政4年11月～5年10月に2名を含む。仮兼帯は文久2年12月～同3年11月に1名、助は安政4年2月～文久1年1月、文久3年5月～元治1年1月に各1名を含む。見習は天保13年10月～嘉永1年11月、安政4年9月、文久1年3月～2年8月、元治1年1月に各1名、元治1年2月～慶応1年3月に3名、同1年4月～2年5月に2名を含む。本役同様は安政4年9月～文久2年8月、慶応1年4月～2年5月、同3年5月～4年2月に各1名を含む。
  - 30) 『福井市史 資料編3 近世一』(福井市、1986年) p.114。
  - 31) 舟澤茂樹「福井藩における知行制について」(『福井県地域史研究』2号、1971年)収載「第2表 時代別給人一覧表」では、100石以上300石未満の給人について、吉品代195人、慶永代345人とするが、本稿では100石以上250石以下の給人に限り、なおかつ医師や茶道の者も除外して計上した。

- 32) 前掲注23) 高木『日本近世社会と明治維新』によれば、No.98三岡の文久元年(1861)3月の御奉行見習就任は「文久改革派」の一角を占めるものであり(pp.145~146)、元治元年(1864)2月に御奉行見習に就任していたNo.105内田は慶応2年(1866)に始まる「薩越交易」の「立役者」とされる(pp.172~174)。
- 33) 前掲注4) 舟沢「福井藩家臣団と藩士の昇進」。
- 34) 前掲注5)『福井市史 通史編2』p.112・p.121。
- 35) 前掲注2) 馬場「勘定奉行・勘定吟味役の昇進過程に関する一考察」。
- 36) 目付の記録「聞繕目録」(A0143-01134)の宝暦11年(1761)2月条には、「半禄御内意ニ付御役人不宜」の見出しのもと「此度御家中高々半分之御内意被仰出候処、御奉行中根十郎左衛門・中川平太左衛門・萩原金兵衛・西尾十左衛門、且又御目付共并矢野伝左衛門、御勝手役大久保清右衛門・笠原平八郎・井上茂右衛門、其余札所役人山本七郎右衛門、小算水野弥八郎・高木次郎右衛門、見積役中山与一右衛門、右之面々不宜趣申相候故、書付之事」と載っている。
- 37) 前掲注5)『福井市史 通史編2』p.112。
- 38) 御奉行の造営組織への関与については、国京克巳「棟札にみる天保期の造営組織－福井藩の造営組織の研究(1)」(『福井工業大学研究紀要』30号、2000年)が、天保期には造営組織が作事方・普請方・御奉行方を中心に組織されており、御奉行方役人が会計処理に関わっていたことなどを明らかにしている。また幕末、殖産興業策が推進されるなか、産物の開発や流通・販売を促進するための拠点である制産方が整備されることになり、安政6年(1859)8月5日には、No.91長谷部甚平とNo.92勝木十蔵が御奉行在任のまま「制産方掛り被仰付候間、頭取同様相心得候様」命じられたことが指摘されている(本川幹男「幕末の福井藩士長谷部甚平について」『福井県地域史研究』13号、2012年)。

謝辞 福井市立郷土歴史博物館蔵・門野家文書の「知行書出」については、同館学芸員・中西健太氏のご教示を賜った。ここに記して感謝申し上げます。